

10 関連資料

10-1 災害派遣要請及び撤収依頼様式

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

印西市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

印西市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収要請を依頼する理由
- 3 その他必要事項

10-2 千葉県緊急消防援助隊受援計画

緊急消防援助隊運用要綱

平成 27 年 3 月 31 日 消防 広 第 74 号
改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防 広 第 89 号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動及び増隊要請
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 応援に要した経費の負担区分
- 第11章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。

- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

- 第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）

- (1) 災害の概況
 - (2) 出動を希望する区域及び活動内容
 - (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
 - 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

- 第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
 - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。
 - 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

- 第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
 - 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速や

かに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあつては、都道府県を經由して行く。）するものとする（別記様式2-1）。

- 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。
- 6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2条及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあつては、都道府県を經由して行く。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあつては、都道府県知事を經由して行く。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受

援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
 - (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
 - (2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
 - (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
 - (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

(1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

(2) 第 15 条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

第 12 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。

5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。

6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を 1 隊以上確保するものとする。

7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。

8 航空隊は、前各項により難い場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第 13 条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第 4 章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第 14 条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が 2 以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が 1 の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 25 条第 6 項若しくは第 28 条の 3 第 8 項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。

3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。

4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 40 条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。

(1) 法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員

(2) 法第 44 条の 2 第 5 項第 2 号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行

(3) 法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員

(4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長

5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。

7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。

8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。

9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防

助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。

- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-5）。

（受援都道府県の知事による部隊移動の指示）

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6-6）
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-8）
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1-1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1-2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式4-1)。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- (1) 活動概要(場所、時間、隊員数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空

指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の下承を得て引揚げるとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第 27 条 第 25 条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあつては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式 4-2)。

(帰署(所)報告)

第 28 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式 5)を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱(政令市等は 5 強)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- (1) 基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- (2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A-1 及び別表 A-2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A-1 及び別表 A-2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式 3-1 又は 3-4)を送付するものとする。

- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第32条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

(迅速出動の中止)

第33条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第34条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第35条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第36条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第37条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第38条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本

部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (7) 情報連絡体制に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費

(2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費

(2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとと

もに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

平成 16 年 3 月 26 日 消防震第 19 号
改正 令和 3 年 3 月 22 日 消防広第 89 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C 災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇)中隊」、「(〇〇消防本部)中隊」、「(消火)中隊」等と呼称する。
- なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇)小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部(〇〇都道府県)航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場

所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみの出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本

部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。

- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、

航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。
 - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - (2) 隊員の安全管理に関すること。
 - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
 - (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
 - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
 - (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

る。

- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

(活動報告等)

- 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
 - 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
 - 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
 - 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
 - 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
 - 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
 - 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該

統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 情報連絡体制に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附則(平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附則(令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(主運用波の割当て)

(第32条関係)

周波数名	割当都道府県
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

10-3 千葉県広域火葬計画

第1章 総則

1 趣旨

この計画は、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 用語の定義

- (1) この計画において、「災害等」とは、災害の他、武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行などをいう。
- (2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失ふることのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

第2章 災害等に備えた対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣都県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

(1) 市町村は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア資機材等の確保

- ・ 棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・ 災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・ 災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ協定等の締結

災害等発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法（以下「法」という。）第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

- (2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材の確保

イ 協定等の締結

災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

資機材の搬送に使用する車両に係る法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

- (3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等
を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 訓練等

- (1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。
(2) 火葬場設置者は、災害等発生時を想定した訓練を随時行うものとする。

第3章 広域火葬の実施

1 即応体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部衛生指導課に広域火葬のための専従班を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

- (1) 関係市町村は、災害等発生時には速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。
(2) 火葬場設置者は、災害等発生時には速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。（別記第1号様式）
(3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、関係市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣都県で災害等が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。
(2) 関係市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請するものとする。（別記第2号様式）
(3) 県は、関係市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに、国に報告するものとする。
(4) 県は、関係市町村からの応援要請に基づき、火葬場設置者及び必要に応じ、近隣都県に協力依頼するものとする。（別記第3号様式）また、さらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、国に協力を依頼するものとする。
(5) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。（別記第4号様式）
(6) 県及び火葬場設置者は、近隣都県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、(4)及び(5)を準用し、対応するものとする。

4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、関係市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣都県等に通知するものとする。（別記第5号様式の1、別記第5号様式の2）
(2) 関係市町村は、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

(1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。
(別記第6号様式)

(2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。

また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 火葬許可事務

(1) 関係市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。

(2) 関係市町村及び火葬場設置者は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

7 遺体の保存及び搬送

(1) 関係市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 関係市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3) 関係市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(別記第7号様式)

(4) 県は、関係市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体又は自衛隊への応援・協力依頼を行うものとする。

8 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨は、関係市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

9 火葬状況の報告

(1) 広域火葬が実施された場合、災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。

ア広域火葬協力を行った火葬場(別記第8号様式の1)

イ関係市町村が平常時に使用している火葬場(別記第8号様式の2)

(2) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

10 広域火葬の終了

(1) 関係市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。

(2) 県は、関係市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。

(3) 広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(別記第9号様式)

(4) 災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(別記第10号様式)

第4章 雑則

他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成20年4月1日から適用する。

別記第2号様式

(災害)緊急

年 月 日

千葉県健康福祉部長 様
(衛生指導課)

印西市長
(課)

広域火葬応援要請書 (第 報)

災害(武力攻撃、感染症の大流行、その他) []により、当市内において多数の死亡者が発生したので、広域火葬応援を要請します。

災害等発生場所	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 ※感染症大流行の場合には市内全域にチェックを入れること。		
死亡者数 (災害等以外の死亡者を含む)	月 日現在の合計数 人 (前回報告比増加数: 人)	内訳	①大人: 人 ②小人: 人 ③胎児: 人 ④不明: 人
広域火葬応援要請事項	月 日現在 広域火葬応援要請遺体数 人 (前回報告比増加数: 人)	内訳	①大人: 人 ②小人: 人 ③胎児: 人 ④不明: 人
	その他の事項		
連絡担当者	担当部課係		
	職名・氏名		
	電 話	(内線)	
	F A X		

注1: []には、災害等の具体的な内容を記載すること。

注2: 広域火葬応援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明又は発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により広域火葬が行われた又は予定された数を減じた数とすること。

注3: 小人は、12才未満の子供とすること。

※連絡先 千葉県健康福祉部衛生指導課 電話 043 (223) 2627 又は 012 (500) 7254
FAX 043 (227) 2713 又は 012 (500) 7259

別記第7号様式

(災害)緊急

年 月 日

千葉県健康福祉部長 様
(衛生指導課)

印西市長
(課)

遺体保存用資機材及び遺体搬送応援手配要請書

このことについて、下記のとおり遺体保存用資機材（遺体搬送応援）の手配を要請します。

記

1 必要とする遺体保存用資機材の内容		
種 類	数 量	備 考（期限及び搬入場所等）

2 必要とする遺体搬送応援の内容		
遺体安置所及び搬送先	搬送応援要請遺体数	内 訳
遺体安置所名称・所在地 搬送先名称・所在地	人 (前回要請比増加数：人)	①大人：人 ②小人：人 ③胎児：人 ④不明：人
	人 (前回要請比増加数：人)	①大人：人 ②小人：人 ③胎児：人 ④不明：人
	人 (前回要請比増加数：人)	①大人：人 ②小人：人 ③胎児：人 ④不明：人
	人 (前回要請比増加数：人)	①大人：人 ②小人：人 ③胎児：人 ④不明：人
連絡担当者	担当部課係	
	職名・氏名	
	電 話	(内線)
	F A X	

注：搬送応援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明又は発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により搬送された又は予定された数を減じた数とする。

※ 連絡先 千葉県健康福祉部衛生指導課 電話 043 (223)2627 又は 012 (500)7254
FAX 043 (227)2713 又は 012 (500)7259

千葉県火葬場一覧

No.	火葬場	所在地	電話番号
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町 1762-2	043-293-4000
2	いちはら聖苑	市原市今富 1088-8	0436-36-3389
3	市川市斎場	市川市大野町 4-2610-1	047-338-2941
4	馬込斎場	船橋市馬込町 1102-1	047-438-1151
5	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜 3-7-6	047-409-9270
6	浦安市斎場	浦安市千鳥 15-3	047-316-3611
7	松戸市斎場	松戸市串崎新田 63-1	047-387-4042
8	野田市斎場	野田市目吹 7-1	04-7122-3017
9	野田市関宿斎場	野田市中戸 496	04-7196-3301
10	ウイングホール柏斎場	柏市布施 281-1	04-7131-6649
11	八富成田斎場	成田市吉倉 124-11	0476-23-4511
12	さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	043-484-0846
13	印西斎場	印西市平岡 1538	0476-42-1700
14	北総斎場	神崎町神崎神宿 1009-2	0478-72-3166
15	おみがわ聖苑	香取市小見川 1797-1	0478-82-3293
16	銚子市斎場	銚子市西小川町 4732	0479-25-1593
17	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑 730	0479-73-8000
18	みたま苑 旭	旭市ニ 5935-10	0479-64-0409
19	一宮聖苑	一宮町一宮 7459-4	0475-42-5445
20	長南聖苑	長南町報恩寺 579	0475-46-3525
21	山武郡市広域斎場	東金市堀上 1357	0475-55-6360
22	かつうら聖苑	勝浦市松部 116-1	0470-76-2950
23	大多喜斎場無相苑	大多喜町田丁 238	0470-82-3831
24	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原 4891-1	0470-63-1667
25	木更津市火葬場	木更津市大久保 840-3	0438-37-3874
26	上総聖苑	君津市久留里市場 978-1	0439-27-3574
27	富津聖苑	富津市前久保 385	0439-87-4142
28	安房聖苑	南房総市山名 345	0470-36-3360
29	長狭地区火葬場	鴨川市東町 1850-17	04-7094-1170

10-4 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
(テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。)
- エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
特に、人的被害の数(死者・行方不明者)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避

難したもの

- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業

者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

- (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

- (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

- (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

- (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
 - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

- (ア) 発見及び通報の状況
- (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた 理由		
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建物の概要	構造		建築面積	㎡		
	階層		延べ面積	㎡		
焼損程度	焼損 棟数	全焼 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
		半焼 棟			建物焼損表面積	㎡
部分焼 棟	林野焼損面積	ha				
ぼや 棟						
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台	人		
	消 防 団		台	人		
	そ の 他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部 (署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示(緊急)・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)
不審物(爆発物)の有無
立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
不明	人		
救助活動 の 要 否			
要援護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		災害名		報告番号		報告者名		区		区分		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害			
		災害名		(月日時現在)				その他		田		流失・埋没		ha		被		公立文教施設		千円		被		農林水産業施設		千円		被害			
		報告番号						河		冠		流失・埋没		ha		被害		農林水産業施設		千円		被害		公共土木施設		千円		被害			
		報告者名						港		冠		流失・埋没		ha		被害		その他の公共施設		千円		被害		小		千円		被害			
		区		被		害		川		校		冠		簡所		被害		公共施設被害市町村数		団体		被害		その他		千円		被害			
		人的被害		者		人		湾		院		冠		簡所		被害		農産被害		千円		被害		林産被害		千円		被害			
		行方不明		者		人		防		路		冠		簡所		被害		畜産被害		千円		被害		水産被害		千円		被害			
		負傷者		者		人		設		橋りょう		冠		簡所		被害		商工被害		千円		被害		その他		千円		被害			
		軽傷者		者		人		れ		う		冠		簡所		被害		その他													
		全壊		棟		世帯		通		川		冠		簡所		被害		その他													
		半壊		棟		世帯		船		河		冠		簡所		被害		その他													
		一部破損		棟		世帯		道		川		冠		簡所		被害		その他													
		床上浸水		棟		世帯		戸		川		冠		簡所		被害		その他													
		床下浸水		棟		世帯		道		川		冠		簡所		被害		その他													
		公共建物		棟		世帯		船		河		冠		簡所		被害		その他													
		その他の		棟		世帯		戸		川		冠		簡所		被害		その他													
		住家被害		棟		世帯		戸		川		冠		簡所		被害		その他													
		非住家		棟		世帯		戸		川		冠		簡所		被害		その他													
		計		棟		世帯		戸		川		冠		簡所		被害		その他													
		適用市町村助法名						双		川		冠		簡所		被害		その他													
		119番通報件数						戸		川		冠		簡所		被害		その他													
		その他						戸		川		冠		簡所		被害		その他													
		消防機関等の活動状況						戸		川		冠		簡所		被害		その他													
		自衛隊の災害派遣						戸		川		冠		簡所		被害		その他													

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

10-5 災害救援物資等配付要項〔日本赤十字社 千葉県支部〕

1 目的

この要項は、小災害（災害救助法の適用外の小規模な災害）による被災者に対し、応急的な救援を行うために、地区区分が行う実務的な救援物資及び災害見舞金の配分について定める。

なお、災害救助法が適用された災害の場合は、支部による直接の救援物資配分や義援金によって被災者救援が行われるため、本配分要項には該当しない。

2 実施主体

この事業は、地区本部、地区区分（以下「地区区分等」という）の協力を得て、日本赤十字社千葉県支部が実施する。

3 実施内容

- (1) 災害により救援を必要とする者（世帯）に対して、救援物資並びに見舞金を贈る。
- (2) 災害により入院加療を要する重症者及び死亡者が発生した場合、見舞金・弔慰金をそれぞれ支給する。

4 救援物資の種類

品名	仕様	配分の単位
毛布	毛100% 1,400mm×2,000mm	1箱（10枚）
敷布	綿100% 1,370mm×2,500mm	1箱（10枚）
ガーゼケット	表・裏地 綿100% 中綿ポリエステル 100% 1,300mm×1,800mm	1箱（10枚）
緊急セット	ソーウェイバッグ φ200mm×400mm 内容品 1. タオル 2. ウェットティッシュ 3. 軍手 4. ビニール袋 5. コップ 6. ポケットティッシュ 7. 物干ロープ 8. 洗濯バサミ 9. スプーン・フォークセット 10. ゴム手袋 11. 救急絆創膏 12. 弾力包帯 13. 不織布ガーゼ 14. 不織布マスク 15. 歯ブラシ 16. 毛抜 17. 携帯ラジオ 18. 懐中電灯 19. 鉛筆 20. メモ用紙 21. 日赤リーフレット 22. 挨拶状 23. 風呂敷 24. 天チャックポーチ	1箱（6組）
バスタオル	綿100% 690mm×1,350mm	1箱（10枚）
安眠セット	1. キャンピングマット 2. 枕 3. アイマスク 4. 耳栓 5. スリッパ 6. 靴下 7. 外袋 8. 天チャックポーチ 9. 挨拶状	1箱（5組） 必要に応じて配分

5 配分の対象となる被害程度及び配分の基準

本要項により、救援物資等の配分対象となる災害等の被害の程度は別表のとおりとする。

6 救援物資等の配分

- (1) 救援物資等の配分は、地区区分等が発災直後速やかに行うこととし、配分の時期を逸することの

ないように留意する。

- (2) 救援物資については、地区分区等において保管している物資を配分する。
(先入れ先出しとする)

支部が管理する物資で配分の必要が生じた場合は、速やかに支部に申し出る。

- (3) 見舞金、弔慰金については、地区分区等が交付金会計により立替え、配分し、事後、支部に配分申請する（様式4-2-1）。支部は申請を受付けた翌月の末までに銀行振込みにより送金する。
(4) 地区分区等は、被災者が多数に及び上記6（2）及び（3）の対応が不可能な場合は、速やかに支部に申し出る。

7 救援物資配分に係る処理

- (1) 救援物資の配分に係る事後処理

地区分区等は、救援物資を配分した場合は、次により処理する。

- ・ [様式4-2-1] 災害救援物資配分申請書

- (2) 救援物資の補充

地区分区等は保管する救援物資の残数を把握し、配分に支障を来さないよう補充に留意する。なお、地区分区等において、補充の必要が生じた場合は、災害救援物資補充依頼票をFAXまたはメールにて支部あて送信し、物資受領後は、受領書を支部あて送付する。

- ・ [様式4-2-2] 災害救援物資補充依頼票
- ・ [様式4-2-3] 受領書

- (3) 救援物資の在庫報告

地区分区は、災害救援物資受け払い簿にて救援物資の受け払いを記録し、年度分を4月20日までにメールにて支部あて送信する。

- ・ [様式4-2-4] 災害救援物資受け払い簿

附則

令和3年4月1日改訂 令和4年4月1日改訂

被害程度の認定基準

1. 住家とは・・

現実にその建物を住居として使用しているものをいい、必ずしも1棟の建物に限らない。（社会通念上住家と称せられるもので）例えば、一般に非住家として扱われている土蔵、小屋等であっても現に人が居住している時は住家にいれる。又、アパート等の場合、各世帯が居住のために利用している部分が他としゃ断、独立しており、かつそこで日常生活に必要な一応の設備が設けられているものは一住家として取扱うものである。

2. 世帯とは・・

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。又主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその全部をもって1世帯とする。

3. 被害程度・・

- (1) 全壊（全焼・流出）とは、損壊（焼失）又は流出した床面積が延面積の7割以上に達した場合、又は7割には達しないが改築しなければ使用できない程度のものをいう。
- (2) 半壊（半焼）とは、損失又は焼失した部分の床面積が延面積の2割以上7割以下の場合で残存部分を補修することで使用できる程度のものをいう。
- (3) 床上浸水とは、前記(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

表 1

赤十字災害救援物資等配付基準表

被害の程度	全壊・全焼・流出	半壊・半焼	床上浸水	避難所に避難	死亡	重傷	概要
認定基準の概要	住宅の損壊、焼失、流失した部分の床面積が住家の70%以上に達したものの	補修すれば使用可能なもので、同左20～70%のもの	浸水が床上に達し、または土砂等の堆積等により寝具等が、相当期間使用不可能な場合	避難所に一晚以上避難する場合	当該災害が原因で死亡した場合	入院加療を要する重傷の場合	
毛布	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚			
敷布	被災者一人につき1枚						
ガーゼケット	被災者一人につき1枚						
日用品セット	被災一世帯あたり1組	被災一世帯あたり1組	被災一世帯あたり1組	被災一世帯あたり1組			
バスタオル	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚	被災者一人につき1枚			
救援品収納袋	被災者一人につき1枚						配付の際に物資を入れて1セットとして贈る
見舞金	被災一世帯あたり5,000円	被災一世帯あたり5,000円	被災一世帯あたり5,000円		一人につき10,000円	一人につき5,000円	
布団	被災者一人あたり1組	被災者一人あたり1組	被災者一人あたり1組				生活保護世帯、要保護世帯対象に贈る
緊急セット				被災一世帯あたり1組			大規模災害時等に配付
安眠セット				被災者一人あたり1組			大規模災害時等に配付

[様式4-2-1]

令和 第 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

地区長 印
分区長 印

災害救援物資配分申請書

下記のとおり災害が発生したので災害救援物資の配分を申請いたします。

記

- 1 発生の日時： 令和 年 月 日 時 分ごろ
- 2 発生の場所：
- 3 災 害 名： :原因
- 4 程 度： (全壊・半焼・流失) 戸 世帯 人
(半壊・半焼) 戸 世帯 人
(床上浸水・その他) 戸 世帯 人

世帯主	家族数	死亡者数	重傷者数
	人	人	人

死亡者氏名				
重傷者氏名				

災害救援物資等配分明細

毛 布 :	枚	敷 布 :	枚
ガーゼケット :	枚	緊急セット :	組
バスタオル :	枚	救援品収納袋 :	枚
布団セット :	セット		

被災見舞金	世帯	円
弔慰金	人	円
見舞金(重傷者)	人	円

合計金額 _____ 円

特記事項

.....

.....

.....

.....

振 込 先

銀行名 :	銀行	支店
口座番号 :		
名義人 :		

災害救援物資補充依頼票（FAX送信票）

日本赤十字社千葉県支部 救護福祉課 あて

FAX 043(248)6812

請求年月日	令和 年 月 日
-------	----------

地区区分名		担 当	
住 所	〒		

電 話	
F A X	

至急の時はFAXの後に電話もお願いします。

災害救援物資	帳簿在庫	補充数	通信欄
毛 布			
敷 布			
ガーゼケット			
緊急セット			
バスタオル			
救援品収納袋			
その他「 」			

FAX 返信内容（報告）

支部の取り扱い者	千葉県支部 課	職員名：
物資郵送予定日		

[様式4-2-3]

受領書

毛布 :	枚	敷布 :	枚
ガーゼケット :	枚	緊急セット :	組
バスタオル :	枚	救援品収納袋 :	枚
布団セット :	セット		

地区・分区分置（備蓄）分として上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

日本赤十字社千葉県支部長 様

日本赤十字社
千葉県支部 千葉市地区本部長

地区長 印
分区分置

10-6 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第76条第1項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項

- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 地震法に基づく地震防災応急対策
 - a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - f 緊急輸送の確保に関する事項
 - g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策
 - a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - f 緊急輸送の確保に関する事項
 - g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- (エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策
 - a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
 - b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
 - c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
 - d 輸送及び通信に関する措置
 - e 国民の生活の安定に関する措置
 - f 被害の復旧に関する措置
- (2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続
 - ア 事前届出の申請
 - (ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。
 - (イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。
 - (ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第 1 号様式）2 通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（１）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第１号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表１・２のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

（１）届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

（イ）他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

（２）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第２の１の（１）のア及びイの（ア）の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

（ア）緊急通行車両等確認申請書（別記第３号様式）（以下「確認申請書」という。）

（イ）災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

エ 確認

前記第２の１の（１）のイの（ア）に掲げる要件について審査するものとする。

（３）標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第３３条第２項並びに災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第６条第１項及び第２項に規定する標章（別記第４号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第５号様式）に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察本部 県警本部
	警察署長	

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察本部 県警本部
	警察署長	
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行なうものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行なうものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別紙
1号様式

受理番号□□□-□□□□□□□号

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 千葉県公安委員会 殿 □-□□-□ 申請者住所 氏名 印		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号	□ □□□ □□ □□□□		
車両の用途 (緊急車両を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 その他 11 緊急輸送(人) ※品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()		
	備考 (注) 1 大規模災害特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行なわれたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。		
使用者 住所 氏名	() 局 番		
出発地			
備考			

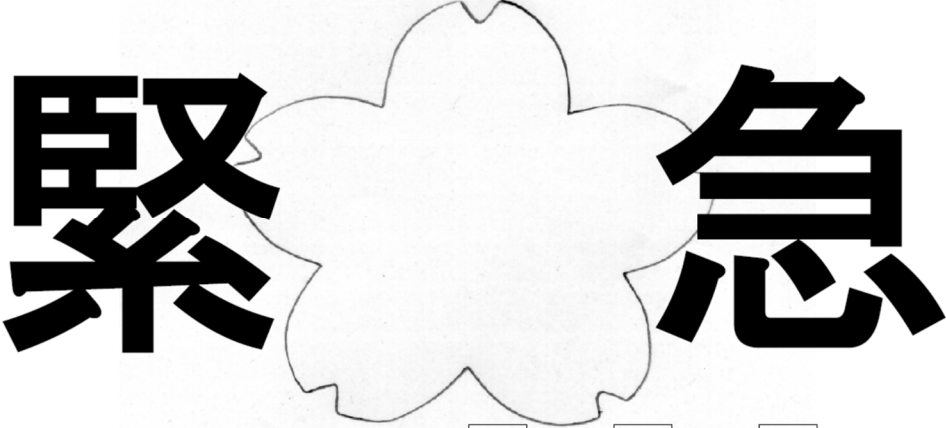
注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2：車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。
 3：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p>					
<p>年 月 日</p>					
<p>千葉県公安委員会 印</p>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<p>1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示</p> <p>2 消防、水防その他の応急措置</p> <p>3 救難（救護）、救助その他保護</p> <p>4 児童・生徒の応急の教育（教材運搬等）</p> <p>5 施設、設備の応急復旧（整備・点検）</p> <p>6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置</p> <p>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</p> <p>8 緊急輸送確保のための措置</p> <p>9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載）</p> <p>10 その他</p> <p>11 緊急輸送（ 人）</p> <p>※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具</p> <p style="padding-left: 20px;">4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他（ ）</p> <p style="padding-left: 20px;">7. 人員輸送</p>				
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">() 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	() 局 番
住所					
氏名	() 局 番				
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2 車両の用途欄の「10 その他」については、具体的な用途を備考欄へ記入してください。
 3 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

地震防災 応急対策用 災 害 緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書 年 月 日 千葉県知事 殿 申請者住所 氏名 印	
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行 う車両にあつて は輸送人員又は 品名を記載)	1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(備考欄へ記載) 10 緊急輸送()人 ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他()
使用者	住所 氏名 () 局 番
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間
通行経路	出 発 地 目 的 地 _____
備 考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

登録(車両)番号	<input type="text"/>
	
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」を表示する部分を黒色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

1 1 基礎資料

1 1-1 東日本大震災関連

東北地方太平洋沖地震について（概要報告）

1. 地震の概要

- (1) 発生日時 平成23年3月11日 14時46分頃
- (2) 震源地 三陸沖（北緯38度 東経142.9度）
- (3) 震源の深さ 24キロメートル
- (4) 地震の規模 マグニチュード9.0（国内観測史上最大）
- (5) 県内各地の震度
 - <震度6弱> 成田市、印西市
 - <震度5強> 東金市、旭市、神崎町、多古町、白子町、香取市、山武市
千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市若葉区、千葉市美浜区、
野田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、浦安市、白井市
栄町、鋸南町
 - <震度5弱> 銚子市、匝瑳市、横芝光町、千葉市稲毛区、千葉市緑区、市川市、船橋市、
松戸市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、
酒々井町、富里市、館山市、木更津市、君津市、いすみ市、南房総市
- (6) 津波
 - <大津波警報> 九十九里・外房、内房
 - 津波観測値（最大波）銚子 2.4m、館山市布良 1.6m
 - <津波警報> 東京湾内湾
 - 津波観測値（最大波）千葉 0.9m

2. 災害対策状況

- (1) 災害対策本部 3月11日 14時46分 : 市災害対策本部設置
5月10日 17時00分 : 市災害対策本部廃止
- 災害対策本部会議 16回開催

【対策本部（市長）指示事項】

- (1) 被害状況の把握に努めること。
- (2) 避難所の開設指示
- (3) 市民相談窓口の開設指示
- (4) 災害復旧には、各部は全庁的に連携し、速やかに対応すること。
- (5) ライフライン（道路、水道、下水）の早期復旧に努めること。
- (6) 支援物資配付指示（ブルーシート、土嚢）
- (7) 県外避難者の受入れ避難所開設指示
- (8) 市民からの被災地への支援物資の受入れ指示

【対策本部主な協議事項】

- (1) 市内の被害状況及び対応状況について
- (2) 計画停電の対応について
- (3) 水道水への放射性ヨウ素検出の対応について
- (4) 休庁日の市民対応について
- (5) 支援物資の受け入れ及び被災地への支援物資対応について

・印旛地区…1箇所（東橋）

(6) ライフライン関係

○水道（断水）

- ・市営水道 4, 700世帯
- ・長門川水道企業団 132世帯

○応急給水対応

- ・給水車3台（市所有）
 - ・給水車2台（自衛隊派遣協力）
- ※3月12日 8時30分より実施
撤退 3月13日 20時00分
応急給水終了 17時00分（3月14日）

○電気（停電）

- ・印西地区…大森、発作・亀成、永治地区
 - ・印旛地区…いには野
 - ・本埜地区…笠神
- ※市内全域電気復旧 確認2時10分（3月12日）

○ガス

大きな被害報告なし

○電話

回線が混雑しており通話が困難であったが、設備等への被害報告なし

(7) 公共交通機関

- ・JR成田線：運休（5日間）

(8) 施設（被害があった主な施設）

- ①市庁舎、②本埜支所、③文化ホール、④本埜公民館、
- ⑤松山下公園、⑥印旛医科器械資料館、
- ⑦小中学校（木下小学校、大森小学校、木刈小学校、六合小学校、宗像小学校、本埜第二小学校、印西中学校、船穂中学校）

6. 災害復旧決算額（平成23年度）

総額：約5億2千万円

7. 避難所の開設

○市民対応

- (1) 開設日時 3月11日 18時00分
- (2) 開設箇所 市内小中学校等 18箇所（保健福祉センター、そうふけふれあいの里）
自主避難場所 1箇所（やまゆり保育園）
- (3) 避難者数 12日 3時現在 437人（19箇所）※最大避難者数
13日 19時（閉鎖）

○県外避難者対応

- (1) 開設日時 3月17日
- (2) 開設箇所 総合福祉センター（定員30名）、
松山下総合体育館（定員100名）の2箇所を開設する予定
- (3) 開設期間 3月17日～4月30日

【避難者受入れ】

3月18日 4名

3月20日 15名
3月23日 2名 合計21名

○対応状況

- ・寝具セット及び生活用品の支給
- ・食材の提供、食事の提供
- ・県外の災害対応に関する情報提供等

9. 支援物資（搬送車両：2tトラック、キャラバン）

- 千葉県へ物資搬出 3月25日、29日
- 流山市へ物資搬出 3月30日、4月6日
- 福島県南会津郡下郷町への避難者宅へ支援物資搬送 4月26日

10. 防災行政無線の運用（期間：3月11日～3月25日 運用回数33回）

<運用の内訳>

- 3月11日 6回（全域3回、地域別3回）

【通報内容】

- ・地震発生周知、避難所開設周知、停電発生周知（東電から依頼）、本埜地区断水、木下・大森・小林地区断水、平賀地区断水

- 3月12日 3回

【通報内容】

- ・り災証明の申請受付周知、応急給水実施（大森・木下・小林地区）、本埜地区断水

- 3月13日 6回

【通報内容】

- ・成田線運休周知2回（JR から依頼）、廃棄物仮置き場設置周知2回、避難所の閉鎖周知、計画停電の周知

- 3月14日 6回

- ・計画停電周知、成田線運休周知（JR から依頼）、応急給水活動終了時間周知
北総線運行周知、ブルーシート配付周知、計画停電及び避難所閉鎖周知

- 3月15日 2回

- ・計画停電周知2回

- 3月16日 4回

- ・計画停電周知（笠神地区限定）、計画停電区域対象外周知3回

- 3月17日 1回

- ・計画停電区域対象外周知

- 3月18日 2回

- ・廃棄物仮置き場受入れ延長周知2回

- 3月24日 1回

- ・乳児の水道水摂取自粛に伴う飲料水配布周知

- 3月25日 2回

- ・乳児の水道水摂取自粛解除周知、計画停電区域対象外周知

11. 防災メールの運用（期間：3月11日～5月12日）

<地震情報>

- 3月11日 印西市震度6弱
- 3月19日 震度4

○4月 7日 震度4

○4月11日 震度4

○4月12日 震度4

<気象警報>

○5月 3日 印西市大雨警報発表

○5月11日 大雨警報発表

○5月12日 大雨警報発表

<災害情報>

○3月13日 廃棄物仮置き場設置、計画停電関係2回

○3月14日 計画停電関係2回、ブルーシート配付、応急給水関係

○3月15日 計画停電関係

○3月17日 計画停電関係

○3月18日 廃棄物仮置き場設置期間延期

○3月24日 乳児の水道水摂取自粛に伴う飲料水配布

○3月25日 乳児の水道水摂取自粛解除、支援物資受付情報

○4月 1日 支援物資受付期間延長

第1回災害対策本部会議

3月11日（金） 14時50分

【本部長指示事項】

- ・被害状況の把握に努めること。

【協議事項】

- ・職員の災害応急対応配備体制（第1、第2配備職員参集）
第1配備：27名 第2配備：35名

第2回災害対策本部会議

3月11日（金） 15時45分

【報告事項】

- ・公共施設の被害把握状況報告
- ・人的被害把握状況報告

【本部長指示事項】

- ・災害初動対応は、全庁的に連携し、実施すること。
- ・市民相談窓口開設指示（市内3カ所：市役所、印旛・本埜支所）

第3回災害対策本部会議

3月11日（金） 16時30分

【報告事項】

- ・被害把握状況の報告
- ・避難者状況の報告

【本部長指示事項】

- ・避難所開設指示

【協議事項】

- ・職員の災害対応体制について（交替体制）
3月11日（金）～14日（月）8時30分 第1・第2配備職員数維持
- ・避難所運営体制について
避難所直行職員配備（60名）開設指示（18時00分までに）

第4回災害対策本部会議

3月12日（土） 8時30分

【報告事項】

- ・断水管所の応急給水活動実施報告（自衛隊の協力）
- ・避難者の状況報告

第5回災害対策本部会議

3月12日（土） 10時00分

【報告事項】

- ・ 公共施設の被害状況報告
- ・ 公共交通機関運行の状況報告
- ・ 公共施設の開閉館状況報告

第6回災害対策本部会議

3月12日（土） 13時30分

【報告事項】

- ・ 被害状況時系列報告

【協議事項】

- ・ 震災廃棄物の受入れ

第7回災害対策本部会議

3月13日（日） 8時30分

【報告事項】

- ・ 被害状況時系列報告
- ・ 避難者状況報告

【本部長指示事項】

- ・ 支援物資配付指示（ブルーシート、土のう袋）

【協議事項】

- ・ 避難所の閉鎖について
- ・ 小中学校の授業対応について

第8回災害対策本部会議

3月14日（月） 9時00分

【報告事項】

- ・ 災害応急対応状況時系列報告
- ・ 計画停電の対応状況報告

【協議事項】

- ・ 災害対応職員の要請について

（3月16日（水）：県外避難者受入れ決定）

○3月17日（木） 避難所開設準備

第9回災害対策本部会議

3月18日（金） 15時30分

【報告事項】

- ・被害対策状況（各部報告）
- ・避難所の対応状況

【協議事項】

- ・休庁日の市民（県外避難者）対応について

第10回災害対策本部会議

3月22日（火） 9時00分

【報告事項】

- ・災害対応状況報告
- ・県外避難者の受入れ状況
- ・被災者生活支援法の適用について（県下全域）

【協議事項】

- ・住宅被害状況調査（被害認定）について
- ・災害ボランティアの活用について
- ・市民からの支援物資受入れについて

【本部長指示事項】

- ・市民からの被災地への支援物資受入れ指示

第11回災害対策本部会議

3月25日（金） 9時00分

【報告事項】

- ・水道水（県営水道）における放射性ヨウ素検出の対応について
- ・計画停電の対応について
- ・県外避難者の受入れ及び対応状況について
- ・被災地への救援物資の提供状況について

第12回災害対策本部会議

3月28日（月） 16時00分

【報告事項】

- ・水道水への放射性ヨウ素の影響について
- ・計画停電について
- ・県外避難者の状況について
- ・被災地への救援物資受入れ状況について
- ・被災者生活再建支援制度について

第13回災害対策本部会議

4月1日（金） 15時00分

【報告事項】

- ・各部の災害復旧の対応状況について
- ・県外避難者への対応状況について
- ・被災地への救援物資の受入れについて（流山市の後方支援）

第14回災害対策本部会議

4月13日（水） 11時00分

【報告事項】

- ・水道水における放射線量の測定結果について
- ・救援物資の受入れ状況について

【協議事項】

- ・県外避難者の対応について（避難所の閉所）
- ・節電（計画停電）に対する取組みについて
- ・イベント等に対する自粛対応について
- ・公共施設の夜間開放について

第15回災害対策本部会議

4月27日（水） 11時00分

【協議事項】

- ・節電に対する取り組みについて
- ・県外避難者に対する今後の対応について
- ・災害対策本部の体制について

第16回災害対策本部会議

5月10日（火） 15時30分

【報告事項】

- ・公共施設の被害及び復旧状況の総括について

【協議事項】

- ・節電対策について
- ・県外避難者（市内居住）の対応について
- ・被災者等に対する今後の対応部署について
- ・災害対策本部の廃止について

消 防 団 活 動 状 況

(防災メール活用による連絡)

3月11日(金)

15:40 指令(情報収集)

「各分団部は、地震による被害状況を把握し防災課へ連絡してください。」

21:25 指令(自宅待機)

「今後は、必要によりすぐに出動できるよう自宅待機にて対応願います。」

3月12日(土)

8:25 指令(待機)

「間もなく、出動要請を行う予定でありますので、各団員は待機のうえ指示を待ってください。」

8:30 第4回 災害対策本部会議:団長出席

9:45 団長指令

「各分団部は管轄内パトロールを実施し、支援等が必要な世帯や箇所がありましたら現場対応をお願いいたします。」

「現場要望等については、代表者が取りまとめのうえ防災課へ連絡すること。」

9:50 団長指令(本部員へ)

「本部員は支団毎に各支所に速やかに参集してください。」

「参集後は、災害対策本部からの指示があるまで待機。」

10:00 第5回 災害対策本部会議:団長出席

10:40 指令(各分団部へ)

「お疲れ様です。時間をみて燃料の補充をしておいてください。(消防車両、ポンプ、携行缶など満タンに)」

13:00 第6回 災害対策本部会議:団長出席

14:20 火災情報

印旛消防署管内その他火災発生

14:40 指令(自宅待機)

「各分団部は、パトロール終了後の対応に問題がなければ自宅待機に切り替えます。(本部員含む)」

「明日の早朝8時30分の災害対策本部からの指令を待つこと。」

14:55 火災情報

印旛消防署管内その他火災鎮火

3月13日(日)

8:30 第7回 災害対策本部会議:団長出席

9:20 団長指令

「災害対策本部会議の結果、各分団部は引き続き有事の際に備え自宅待機とする。」

9:50 団長指令(印西支団)

「印西支団各分団部に配備しているブルーシート(現有数)について市役所1階ロビーまで至急お持ちください。」

14:40 消防団員への連絡

「現在、防災無線の聞こえない地域が発生しております。つきましては、本日15時00分に印西市全域に防災無線を流しますので、聞こえなかった場合は、防災課まで連絡を

お願いします。」

3月14日(月)

9:00 第8回 災害対策本部会議: 団長出席

10:25 指令(自宅待機解除)

「お疲れ様です。自宅待機を解除します。ただし、常に出勤できる状態に備えておいてください。」

3月15日(火)

17:45 火災情報

印西西消防署管内その他火災発生

18:30 火災情報

印西西消防署管内その他火災鎮火

3月16日(水)

12:10 消防団員への連絡

「各消防団分団部は、管内防火水槽の点検を実施してください。」

「破損並びに減水を認めた場合は防災課まで報告をお願いします。」

16:00 消防団員への連絡

「今回の震災による防火水槽の破損状況を各分団部管轄ごとに調査し、防災課まで報告願います。」

東日本大震災における被災状況写真



JR成田線木下駅・小林駅間における線路被害



本埜公民館



平岡地先における道路陥没



小林図書館



岩戸地先における道路陥没



木下東交差点における液状化被害

1 1-2 令和元年台風15号

令和元年台風15号について（概要報告）

1. 台風の概要

- (1) 発生期間 令和元年9月5日（木）から9月10日（火）
- (2) 最低気圧 955hPa
- (3) 最大風速 45m/s
- (4) 上陸地点 9日5時前 千葉県千葉市付近に上陸

2. 印西市気象状況等（警報発令状況等）

	発令	解除
大雨警報	9月8日 22時50分	9月9日 13時21分
土砂災害警戒情報	9月9日 5時16分	9月9日 10時52分
暴風警報	9月8日 16時30分	9月9日 10時11分
洪水警報	9月9日 2時2分	9月9日 10時11分

3. 災害対策状況

(1) 災害対策本部設置前警戒体制

9月6日（金） 土砂災害警戒区域に警戒チラシを配布

9月7日（土） 気象状況確認

9月8日（日） 気象状況確認、関係職員参集

9月9日（月） 第1・第2配備職員参集 市内の情報収集等を実施

※以後、災害対策業務に際し、各部から応援職員が参集し業務にあたる

(2) 災害対策本部：設置 9月9日（月） 9時30分

廃止 9月13日（金） 11時10分

○災害対策本部会議 6回開催

第1回災害対策本部会議 9月9日（月） 9時30分

【報告事項】

- ・ 停電状況の報告
- ・ 職員の災害応急対応配備体制報告（第1、第2配備職員参集）

【本部長指示事項】

- ・ 災害対策本部設置
- ・ 被害状況の把握に努めること
- ・ 避難所の開設を検討すること
- ・ 応急給水を検討すること

第2回災害対策本部会議 9月9日（月） 15時30分

【報告事項】

- ・ 人的被害状況の報告

- ・ 公共施設被害状況の報告
- ・ 停電状況の報告
- ・ 避難者状況の報告

【本部長指示事項】

- ・ 災害初動対応は、全庁的に連携し実施すること
- ・ 防災行政無線、市ホームページ、消防団等を活用し、情報提供に努めること

【協議事項】

- ・ 避難行動要支援者の支援について
- ・ 給水車の出動について
- ・ 東京電力への早期復旧要請について

第3回災害対策本部会議

9月10日（火） 15時30分

【報告事項】

- ・ 人的被害状況の報告
- ・ 公共施設被害状況の報告
- ・ 停電状況の報告
- ・ 避難者状況の報告
- ・ 農業関連被害状況の報告
- ・ 避難行動要支援者への対応状況の報告

【本部長指示事項】

- ・ 通信障害等の把握に努めること

【協議事項】

- ・ 避難所の閉鎖について
- ・ 給水所の開設時間について

第4回災害対策本部会議

9月11日（水） 14時30分

【報告事項】

- ・ 人的被害状況の報告
- ・ 公共施設被害状況の報告
- ・ 停電状況の報告
- ・ 避難者状況の報告
- ・ 農業関連被害状況の報告

【本部長指示事項】

- ・ 通信障害等の把握に努めること

【協議事項】

- ・ 避難所の閉鎖について
- ・ 給水所の閉鎖について

第5回災害対策本部会議

9月12日（木） 16時30分

【報告事項】

- ・ 人的被害状況の報告
- ・ 公共施設被害状況の報告
- ・ 停電状況の報告
- ・ 避難者状況の報告
- ・ 農業関連被害状況の報告
- ・ 災害救助法適用の報告

- 【本部長指示事項】 ・ 広報車の適切な運用及び適切な給水の実施について

第6回災害対策本部会議 9月13日（金） 10時30分

- 【報告事項】
- ・ 人的被害状況の報告
 - ・ 公共施設被害状況の報告
 - ・ 停電状況の報告
 - ・ 避難者状況の報告
 - ・ 農業関連被害状況の報告
- 【本部長指示事項】
- ・ 引き続き、全庁的に連携し災害対応等を実施すること
- 【協議事項】
- ・ 避難所の閉鎖について
 - ・ 災害廃棄物の収集及び処理について
 - ・ 災証明書申請対応について
 - ・ 災害対策本部の解散について

4. 職員配備体制

- 第1・第2配備、その他各部から数名体制 9月6日（金）～9月13日（金）
24時間体制
 - ・ 業務内容 土砂災害に関する住民周知用広報文配布、災害情報収集パトロール、避難所運営、広報車による市内広報活動、飲料水及び生活用水の配給、ブルーシートの配布等
- 災害対応（市民部・各支所） 9月17日（火）～9月23日（月・祝）
 - ・ 業務内容 ブルーシートの配布
- 災害対応（総務部） 9月14日（土）～9月16日（月・祝）
9月21日（土）～9月23日（月・祝）
 - ・ 業務内容 電話対応

5. 市民への対応

- 応急給水
 - ・ 給水所 市役所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター、印旛支所
 - ・ 給水車 西佐倉病院（9月10日（火）18時11分～11日8時00分）
 - ・ 要支援者個別訪問による飲料水の配付（福祉部にて対応）
- ブルーシートの配布 本庁（防災課）、印旛支所、本埜支所にて随時対応
 - ※千葉県より1,500枚受領
 - ※災害協定に基づきジョイフル本田より200枚購入
- 避難行動要支援者対応（福祉部）

9月9日（月）	（17時）停電地区の民生委員による連絡網での要支援者の把握
---------	-------------------------------

	(18時から21時30分) 2名5班体制での家庭訪問と飲料水配付 ※1名を避難所へ搬送
9月10日(火)	(9時) 高齢者福祉課から印旛・本埜地区の地域包括センターへ避難所への搬送を必要とする市民の把握を依頼 (13時) 9日の訪問後に再度訪問が必要であると判断した48件に2名4班体制で訪問し飲料水を配付
9月11日(水)	(10時) 停電が復旧した地域内で停電が継続している12件(高齢者世帯6件を含む)に2名3班体制で訪問し、飲料水を配付
9月12日(木)	(10時) 11日に引き続き、12件に2名2班体制で訪問し飲料水を配付
9月13日(金)	(10時) 12日の訪問で配慮が必要であると判断した5件に2名2班体制で訪問し飲料水を配付

○災害廃棄物の個別回収(クリーン推進課)

受付期間	9月18日(水)から10月21日(金)	
回収期間	9月20日(金)から11月27日(水)	
受付件数	樹木	16件
	瓦(スレート含む)	22件
	トタン・プラ等	24件
回収実績	樹木	3,520 kg
	瓦	4,525 kg
	スレート瓦	14 kg
	トタン波板	1,304 kg
	プラ波板	131 kg
	雨どい	微量

6. 市内被害状況(令和元年11月20日現在集計)

- (1) 人的被害、建物被害 別紙参照
- (2) 道路被害
- | | |
|--------|---------|
| 倒木 | : 187箇所 |
| 冠水 | : 4箇所 |
| 交通安全施設 | : 34箇所 |
| その他 | : 14箇所 |
| 通行止め | : 26箇所 |

(3) ライフライン関係

○電気(停電)※東京電力発表

- ・印西地区…木下、木下東一丁目、木下東二丁目、木下東三丁目、木下東四丁目

草深、竹袋、東の原一丁目、平岡、別所

- ・印旛地区…岩戸、大廻、鎌苅、瀬戸、造谷、つくりや台一丁目、萩原、平賀
平賀学園台一丁目、平賀学園台二丁目、平賀学園台三丁目、舞姫
一丁目、舞姫二丁目、舞姫三丁目、松虫、美瀬一丁目、美瀬二丁目
師戸、師戸干拓、山田、吉高、吉田、若萩一丁目、若萩四丁目
- ・本埜地区…和泉屋、行徳、酒直ト杭、下井、下曾根、甚兵衛、滝野一丁目、
滝野六丁目、角田、長門屋、萩埜、本埜小林

最大停電世帯数 約6, 800軒

9月 9日(月) 11時30分現在 約6, 800軒
9月10日(火) 15時00分現在 約4, 300軒
9月11日(水) 8時30分現在 約2, 200軒
9月12日(木) 8時30分現在 約 400軒
9月13日(金) 8時30分現在 0軒
9月16日(月) 8時45分現在 約1, 500軒
9月17日(火) 7時30分現在 0軒
9月19日(木) 7時30分頃 市内全域停電復旧 確認

○ガス

被害報告なし

○電話

9月10日(火) 11時50分頃から18時00分頃まで不通

○上水道

市営水道給水区域における断水なし

※自家発電機対応した2箇所の配水場については、9月11日(水)までに通常運
転再開

○下水道

通常運転

※非常用発電機で対応したマンホールポンプ場(印旛地区で1箇所)は9月12日
(木)に通常運転を再開

※9月16日(月・祝)の停電で小林大門下の中継ポンプ場で一時的に自家発電機
運転(9月17日(火)の未明に復電)

(4) 公共交通機関

ふれあいバス		道路の安全が確認できたルートから順次運行開始 9月9日11時頃全線復旧
スワン号		平常運行
路線バス	六合路線	9月9日11時頃全線復旧
	宗像路線	(赤ルート) 運休 9月10日から運行再開 (青ルート) 運休 9月13日からう回路にて運行再開

		9月24日から通常運行
	印旛学園線	運休 9月11日から運行再開
J R成田線		運休 9月10日から運行再開
北総線		平常運行

(5) 施設（被害があった主な施設）

- ・小中学校 施設被害 17校
休校 印旛中学校、いには野小学校（9月11日（水）から再開）
六合小学校、平賀小学校（9月12日（木）から再開）
- ・学童クラブ
- ・保育園
- ・幼稚園
- ・福祉施設 通常通り運営
- ・公園 倒木等 19箇所
- ・農業関連施設 被害件数 200件以上
- ・農畜産物関連 被害面積 2.0ha以上

(6) 行政窓口業務等

- ・住民記録システム 9月10日（火）に市役所本庁、各支所及び各出張所全てで停止（市役所本庁のみ証明書の発行可能）
- ・戸籍システム 9月10日（火）は、市役所本庁のみ証明書発行可能
9月11日（水）から市役所本庁、支所、出張所ともに通常稼働

(7) 小学校スクールバス

六合小学校	9月9日（月）から運行休止 9月12日（木）から運行再開
木刈小学校	通常運行
いには野小学校	9月9日（月）から運行休止 9月11日（水）から運行再開
本埜小学校	9月9日（月）運行休止 9月10日（火）から運行再開

7. 避難所の開設

○市民対応

- (1) 開設日時 9月 9日（月） 15時00分
- (2) 開設場所 中央公民館、本埜公民館、小林公民館、印旛支所、いには野小学校
特別教室
- (3) 避難者数 42人（停電対応）
- (4) 閉鎖日時 9月13日（金） 15時00分

8. 防災行政無線の運用（期間：9月9日～9月16日 運用回数11回）

日付	通報内容
9月9日（月）	・ 停電状況の周知、避難所（中央公民館、本埜公民館）の開設、生活用水（市役所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター）の配給
9月10日（火）	（9時15分） ・ 避難所4箇所開設（中央公民館、小林公民館、いには野小学校） （9時30分） ・ 生活用水の配給（市役所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター） （9時40分） ・ 給水車による飲料水の配給（印旛支所、平賀地区構造改善センター） （13時30分） ・ 飲料水・生活水の配給は、本日午後6時まで
9月11日（水）	（11時55分） ・ 携帯電話などの充電場所（市役所、各支所、各公民館、各出張所） （13時00分） ・ 避難所2箇所開設（印旛支所、小林公民館） ・ 飲料水・生活水の配給（印旛支所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター）
9月13日（金）	（10時15分） ・ ブルーシートの配布（市役所、印旛支所、本埜支所） （11時） ・ ブルーシートの配布一時中止 （13時30分） ・ ブルーシートの配布再開（市役所、印旛支所、本埜支所） （14時30分） ・ 15時00分をもって全避難所閉鎖
9月16日（月・祝）	（15時30分） ・ 給水所の開設（市役所、印旛支所）

9. 防災メールの運用（期間：9月9日～9月19日 運用回数17回）

日付	通知内容
9月9日（月）	（11時53分） ・ 台風15号に伴う市内の停電情報 （15時43分）

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設情報（中央公民館、本埜公民館） ・生活用水の配給情報（市役所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター）
9月10日（火）	<p>（18時07分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設情報（小林公民館、印旛支所） ・飲料水・生活用水の配給情報（市役所、本埜公民館、印旛支所、平賀地区構造改善センター）
9月11日（水）	<p>（9時32分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設情報（小林公民館、印旛支所） ・飲料水・生活用水の配給情報（印旛支所、本埜公民館、平賀地区構造改善センター） <p>（12時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等充電可能施設情報 <p>（16時10分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所閉鎖情報（小林公民館）引き続き印旛支所は開設
9月12日（木）	<p>（10時36分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設及び飲料水・生活用水配給情報（印旛支所）
9月13日（金）	<p>（10時15分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート配布情報（市役所、印旛支所、本埜支所） <p>（10時53分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート配布一時中止情報 <p>（13時27分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート配布再開情報（市役所、印旛支所、本埜支所） <p>（14時42分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15時をもって避難所（印旛支所）閉鎖※全避難所閉鎖
9月16日 （月・祝）	<p>（8時47分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風15号及び大雨による市内の停電情報 <p>（15時28分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水所開設情報（市役所、印旛支所）
9月17日（火）	<p>（9時26分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート配布情報（市役所、印旛支所、本埜支所）
9月18日（水）	<p>（9時13分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート配布情報（市役所、印旛支所、本埜支所） <p>（15時45分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に便乗した詐欺・悪質商法への注意喚起情報
9月19日（木）	<p>（9時30分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート配布情報（市役所、印旛支所、本埜支所）

消防団活動状況

(防災メール活用による連絡)

9月9日(月)	<p>(18時26分)</p> <p>『【広報依頼】台風15号接近に伴う広報活動について』</p> <p>「下記のとおり広報活動をお願いします。なお、出動隊においては第3方面隊、第4方面隊、第1方面隊第1分団4部とします。各隊管轄場所で広報活動をお願いします。広報活動終了後は、自宅にて待機して下さい。」</p> <p>【広報内容】「市では停電による暑さ対策として、中央公民館と本埜公民館を避難所として開設しましたので、小さなお子様や高齢者、又は健康に自信のない方は、ご利用下さい。自主避難のできない方は、市の高齢者福祉課までご相談下さい。」</p>
9月10日(火)	<p>(17時50分)</p> <p>『【広報依頼】台風15号接近に伴う広報活動について』</p> <p>「下記のとおり広報活動をお願いします。なお、出動隊においては第1方面隊の第1分団第2部 第1分団第3部 第1分団第4部 第2方面隊の第6分団第6部 第6分団第7部 第3方面隊の各部 第4方面隊の各部 各隊管轄場所で広報活動をお願いします。広報活動終了後は、自宅にて待機して下さい。」</p> <p>【広報内容】「防災課よりお知らせします。停電に伴い、印旛支所・小林公民館を避難所として開設しております。小さなお子様や高齢の方、又は、健康に自信のない方はご利用ください。自主避難のできない方は、お手数ですが市の高齢者福祉課までご相談ください。また、飲料用水・生活水の配給を、市役所駐車場、印旛支所・本埜公民館・平賀構造改造センターで行っております。配給は、午後8時まで行っております。ご利用の方はペットボトルや給水タンクをお持ちください。」</p>
9月11日(水)	<p>(13時46分)</p> <p>『消防団員の広報依頼について』</p> <p>「13時30分時点で「滝野6丁目、萩原、松虫、吉高、若萩1丁目、若萩4丁目」において停電が継続しております。第9分団、第13分団4部においては本日も継続して広報活動をして頂く可能性があります。詳細に関しましては追って連絡します。宜しくお願いします。」</p> <p>(16:52)</p> <p>『本日の広報について』</p> <p>「本日、広報活動は行いませんので、ご連絡します。」</p>

台風15号における被災状況写真



酒直ト杭地先の電柱倒壊



宗像地先の倒木



松崎地先の電柱倒壊



山田地先の電柱倒壊

1 1-3 令和元年台風19号

令和元年台風19号について（概要報告）

1. 台風の概要

- (1) 発生期間 令和元年10月6日（日）から13日（日）
- (2) 最低気圧 915hPa
- (3) 最大風速 55m/s
- (4) 上陸地点 12日19時前 伊豆半島に上陸

2. 印西市気象状況等（警報発令状況等）

	発令	解除
大雨警報	10月12日 6時41分	10月12日 23時31分
暴風警報	10月12日 6時41分	10月13日 2時48分
洪水警報	10月13日 14時43分	10月14日 4時20分

3. 災害対策状況

- (1) 災害対策本部設置前警戒体制 10月10日（木） 9時00分
- (2) 災害対策本部：設置 10月11日（金） 10時00分
廃止 10月15日（火） 12時00分

○災害対策本部会議 3回開催

第1回災害対策本部会議 10月11日（金） 10時00分

【本部長指示事項】

- ・災害対策本部設置
- ・被害状況の把握に努めること
- ・避難所の開設指示
- ・地域防災計画のもと各部局が連携を図り、減災に努めること
- ・台風に対する事前の備えを市民に呼びかけ
- ・発電機の事前確認を行うこと

【協議事項】

- ・特別避難所開設
- ・気象状況の見直し及び対応状況等について

第2回災害対策本部会議 10月13日（日） 10時00分

【本部長指示事項】

- ・水位等の状況には、厳重に注視し、市民の安全確保を第一に各部局が連携を図り、対応すること

【協議事項】

- ・特別避難所閉鎖
- ・河川増水に伴う避難所開設の決定
- ・河川増水に伴う避難勧告等について

- ・各部における対応状況について
- ・被災状況について

第3回災害対策本部会議

10月15日（火） 10時00分

- 【本部長指示事項】
 - ・災害対策本部解散後の各部局の連携、情報収集に努め対応すること
- 【協議事項】
 - ・各部における対応状況について
 - ・河川増水に伴う対応について
 - ・災害対策本部の解散について

4. 職員配備体制

- 第1・2配備、その他各部から数名体制 10月10日（木）～10月15日（火）
24時間体制
 - ・業務内容 土砂災害に関する住民周知用広報文配布、災害情報収集パトロール、避難所運営等
- 災害対応（総務部）10月11日（金）～10月15日（火）（24時間体制）
 - ・業務内容 電話対応

5. 市民への対応

- ブルーシート等配付 本庁（防災課）、本埜支所、印旛支所にて随時対応

6. 市内被害状況（令和元11月20日現在）

- (1) 人的被害、建物被害 別紙参照
- (2) 道路被害数

倒木	:	51箇所
冠水	:	2箇所
路肩崩れ等	:	1箇所
交通安全施設	:	5箇所
その他	:	3箇所
通行止め	:	3箇所

(3) ライフライン関係

- 電気（停電）※東京電力発表
 - ・印西地区…小林、小林大門下、草深
 - ・印旛地区…瀬戸、平賀、平賀学園台、山田、吉高
 - ・本埜地区…滝野、滝、物木

最大停電世帯数 約1,700軒

10月13日（日）7時44分頃 市内全域停電復旧 確認
- ガス

被害報告なし

○電話

被害報告なし

(4) 公共交通機関

ふれあいバス	10月12日(土)	14時以降随時運休
	10月13日(日)	平常運行
スワン号	10月12日(土)	18時以降運休
	10月13日(日)	平常運行
路線バス	六合路線	10月12日(土) 運休 10月13日(日) 平常運行
	宗像路線	10月12日(土) 運休 10月13日(日) 午後から平常運行
	印旛学園線	10月12日(土) 14時以降随時運休
	小林線	10月13日(日) 平常運行
JR成田線	10月13日(日)	10時頃から平常運行
北総線	10月13日(日)	平常運行

(5) 施設(被害があった主な施設)

被害報告なし

7. 避難所の開設

○市民対応

- (1) 開設日時 10月11日(金) 12時00分
- (2) 開設箇所 特別避難所及び市内小中学校等 19箇所
- (3) 避難者数 446人 (土砂)
274人 (浸水)
- (4) 閉鎖日時 10月14日(月・祝) 10時30分

8. 防災行政無線の運用(期間:10月11日~10月14日 運用回数12回)

日付	通報内容
10月11日(金)	(11時00分) ・12時より避難所10箇所開設(松崎中央会館、船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、小林小学校、本埜公民館、旧宗像小学校、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター) ・自主避難される場合は、水や食料など必要なものをご持参くだ

	<p>さい</p> <p>(11時54分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風19号接近 ・身を守る行動を行ってください <p>(17時15分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目と同様の放送
10月12日(土)	<p>(10時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10時30分より避難所2箇所追加(印西中学校・中央駅前地域交流館) <p>(10時40分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒レベル3(市内全域に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始)発令 <p>(12時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12時30分より避難所1箇所追加(そうふけ公民館) <p>(13時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒レベル4 市内全域に土砂災害に関する避難勧告発令 ・避難所の移動が危険な場合は近くの安全な場所又は、屋内の高いところへ <p>(14時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4回目と同様の放送
10月13日(日)	<p>(9時41分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10時に一部避難所9箇所閉鎖(松崎中央会館、船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、本埜公民館、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター、そうふけ公民館) <p>(11時42分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水警戒レベル3 浸水想定区域に利根川水位上昇に伴う避難準備・高齢者等避難開始発令 ・継続含め避難所9箇所開設(木刈小学校、平岡自然公園、印旛中学校、小林小学校、平賀小学校、旧宗像小学校、本埜小学校、印西中学校、滝野小学校)
10月14日 (月・祝)	<p>(9時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始の解除 <p>(10時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10時30分をもって全避難所閉鎖

9. 防災メールの運用（期間：10月10日～10月14日 運用回数12回）

日付	通知内容
10月10日（木）	<p>(12時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風19号接近に伴う注意喚起
10月11日（金）	<p>(11時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風19号接近に伴う避難所開設情報（松崎中央会館、船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、小林小学校、旧宗像小学校、本埜公民館、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター） <p>(12時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風19号接近への備え
10月12日（土）	<p>(10時30分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所2箇所開設情報（印西中学校・中央駅前地域交流館） <p>(10時40分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始発令 <p>(10時57分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回目の内容に時間のかかる方は避難開始を追加 <p>(13時36分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12時30分からそうふけ公民館避難所1箇所追加 <p>(14時23分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域に土砂災害に関する避難勧告発令
10月13日（日）	<p>(9時47分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域に利根川水位上昇に伴う避難準備・高齢者等避難開始発令 <p>(10時05分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目の内容の訂正 <p>(10時33分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10時に土砂災害に伴う避難所9箇所閉鎖（松崎中央会館、船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、本埜公民館、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター、そうふけ公民館） <p>(12時10分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川の水位上昇に伴い、12時に継続含め9箇所の避難所開設（木刈小学校、平岡自然公園、印旛中学校、小林小学校、平賀小学校、旧宗像小学校、本埜小学校、印西中学校、滝野小学校）

10月14日 (月・祝)	(9時47分) ・利根川水位低下による避難準備・高齢者等避難開始解除 (10時30分) ・10時30分をもって全避難所閉鎖
-----------------	--

消防団活動状況

(防災メール活用による連絡)

10月10日(木)	(11時34分) 『台風19号にかかる広報等活動依頼について』 「消防団各位 台風19号の接近に伴い、11日(金)から広報活動を依頼する可能性があります。出動団員の確保をお願い致します。」
10月11日(金)	(14時34分) 『10月11日(金)広報活動について』 下記のとおり広報活動をお願いします。広報活動終了後は、自宅にて待機して下さい。 【広報内容】 「市では台風19号の避難場所として、宮内青年館、大森ふれあい会館、和泉会館、船穂小学校、松崎中央会館、小林小学校、ふれあいセンターいんば、平賀地区構造改善センター、旧宗像小学校、本埜公民館を開設しました。小さなお子様やお年寄り、又は健康に自信のない方は、ご利用下さい。」 ※避難場所が多いため、近くの避難場所数か所の広報でも可。
10月13日(日)	(3時30分) 『【情報提供】利根川の水位上昇に伴う第1方面隊水防団の待機について』 「現在、利根川の押付付近において水防団待機水位を上回る見込みです。今後の水位経過によっては第1方面隊水防団に対し、出動依頼することが予想されますので、市が発する情報に注視してください。」 (7時16分) 『利根川の水位上昇に伴う第1方面隊水防団の出動について』 「現在、利根川の押付付近において水防団待機水位を上回っております。第1方面隊水防団は出動をお願い致します。」 集合場所：市役所(駐車場) 集合時間：8時30分 持ち物：ライフジャケット

	<p>(9時40分)</p> <p>『【待機依頼】台風19号に係る待機について』</p> <p>「利根川が氾濫危険水位を超えています。現在、第1方面隊の団員各位におかれましては、利根川を巡視して頂いておりますが、他消防団員の方におかれましても、出動に備え待機願います。」</p>
<p>10月14日 (月・祝)</p>	<p>(7時50分)</p> <p>『台風19号に伴う水防団自宅待機の解除について』</p> <p>「本日午前4時20分に洪水警報が解除されたことにより、水防団の自宅待機を解除します。尚、未だ水防団待機水位となっておりますので、今後も河川の情報にご注意ください。」</p>
<p>10月15日(火)</p>	<p>(22時31分)</p> <p>『利根川の水位低下に伴う水防警報解除について』</p> <p>「利根川の押付水位観測所の水位は、15日21時50分時点で3.09メートルとなりました。水防団待機水位を下回ったため、水防警報を解除します。ご協力ありがとうございました。」</p>

台風19号における被災状況写真



利根川の水位状況



利根川の水位状況

1 1-4 令和元年10月25日の大雨

令和元年10月25日の大雨について（概要報告）

1. 災害の概要

- (1) 発生日時 令和元年10月24日（木）から26日（土）
- (2) 解析雨量 1時間降水量 約70ミリ（24日0時から25日14時まで）
3時間降水量 約160ミリ（24日0時から25日15時まで）
24時間降水量 約300ミリ（24日0時から25日20時まで）

2. 印西市気象状況等（警報発令状況等）

	発令	解除
大雨警報	10月25日 8時36分	10月25日 21時20分
土砂災害警戒情報	10月25日 11時42分	10月25日 21時10分
洪水警報	10月25日 10時01分	10月25日 23時04分
印旛沼氾濫危険情報	10月26日 11時30分（計画高水位到達4.25m）	

3. 職員配備体制

- 第1・2配備、その他各部から数名体制 10月25日（金）～10月26日（土）
24時間体制
- ・業務内容 土砂災害に関する住民周知用広報文配布、災害情報収集パトロール、避難所運営等
- 災害対応（総務部） 10月25日（金）～10月26日（土）（24時間体制）
- ・業務内容 電話対応

4. 市民への対応

- ブルーシート等配布 本庁（防災課）、本埜支所、印旛支所にて随時対応

5. 市内被害状況（令和元年11月20日現在）

- (1) 人的被害、建物被害 別紙参照
- (2) 道路被害数 倒木 : 4箇所
冠水 : 19箇所
民地から土砂崩れ : 37箇所
路肩崩れ等 : 40箇所
交通安全施設 : 1箇所
その他 : 21箇所

通行止め : 30箇所

(3) ライフライン関係

○電気(停電)

- ・印西地区…小林
 - ・印旛地区…鎌苅、萩原、舞姫、松虫、みどり台、吉高、若萩
 - ・本埜地区…笠神、荒野、桜野、中、中根、物木、竜腹寺
- 最大停電世帯数 約2,800軒(10月25日 14時59分頃)
10月25日(金) 18時14分頃 市内全域電気復旧 確認

(4) 公共交通機関

ふれあいバス	10月25日(金) 13時30分 全線運休 東・中・西ルートは最終便を運行 10月26日(土) 平常運行
スワン号	平常運行
路線バス	六合路線 10月25日(金) 午後から運休 10月26日(土) 7時から運行
	宗像路線 10月25日(金) 14時から運休 10月26日(土) 師戸地区迂回運行
	印旛学園線 10月25日(金) 午後から運休 10月26日(土) 中平橋通行止めのため学園台入口で 折り返し運行 10月28日(月) 14時30分から平常運行
JR成田線	10月25日(金) 14時00分から運休 10月26日(土) 平常運行
北総線	平常運行

(5) 施設(被害があった主な施設)

- ・農業土地改良施設 被害件数 8件

6. 避難所の開設

○市民対応

- (1) 開設日時 10月25日(金) 12時20分
- (2) 開設箇所 市内小中学校等 12箇所
- (3) 避難者数 10月25日(金) 24人 ※避難者数
- (4) 閉鎖日時 10月26日(土) 12時00分

7. 防災行政無線の運用（期間：10月25日～10月26日 運用回数 7回）

日付	通報内容
10月25日（金）	<p>（12時21分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害等に備え4箇所避難所開設（船穂コミュニティセンター、永治コミュニティセンター、本埜公民館、印旛支所） <p>（13時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害等に備え1箇所避難所追加開設（松崎中央会館） <p>（14時08分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害等に備え7箇所避難所追加開設（船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、小林小学校、旧宗像小学校、平賀地区構造改善センター） <p>（14時26分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域に土砂災害に関する避難勧告発令 <p>（14時51分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4回目と同様の内容
10月26日（土）	<p>（8時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在開設している避難所は4箇所です <p>（11時55分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 12時をもって全避難所閉鎖

8. 防災メールの運用（期間：10月25日～10月26日 運用回数 7回）

日付	通知内容
10月25日（金）	<p>（8時00分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害等に備え4箇所避難所開設（本埜公民館、ふれあいセンターいんば、永治コミュニティセンター、船穂コミュニティセンター） <p>（12時42分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害等に備え1箇所避難所追加開設（松崎中央会館） <p>（14時13分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害等に備え7箇所避難所追加開設（船穂小学校、宮内青年館、和泉会館、大森ふれあい会館、小林小学校、旧宗像小学校、平賀地区構造改善センター） <p>（14時26分）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域に土砂災害に関する避難勧告発令 (18時20分) ・避難所2箇所閉鎖(船穂コミュニティセンター、永治コミュニティセンター)
10月26日(土)	<p>(8時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所6箇所閉鎖(宮内青年館、和泉会館、船穂小学校、小林小学校、平賀地区構造改善センター、旧宗像小学校) 4箇所は継続(大森ふれあい会館、松崎中央会館、ふれあいセンターいんば、本埜公民館) <p>(12時00分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告解除及び全避難所閉鎖

消防団活動状況

(防災メール活用による連絡)

10月25日(金)	<p>(13時40分)</p> <p>『10月25日大雨警報に伴う広報活動等依頼について』 「本日の大雨警報に伴い、本日中に広報活動等を依頼する可能性があります。人員の確保をお願い致します。」</p> <p>(14時38分)</p> <p>『10/25大雨警報に伴う消防団の出動について』 「10/25大雨警報に伴い、出動が可能な部(2名以上)は至急防災課まで連絡をお願い致します。」</p> <p>(16時25分)</p> <p>『手賀川の水位上昇について』 「手賀川の曙橋水位観測所(柏市)では25日15:00分ごろに水防団待機水位に到達しました。水防団にあっては、今後の動向に注意して下さい。なお、現在活動中の部につきましては引き続き作業に従事して下さい。」</p> <p>(17時41分)</p> <p>『消防団待機状況の調査について』 「災害対応活動ありがとうございます。現在、待機している部につきましては待機状況を確認したいので防災課まで連絡をお願いします。」</p> <p>(18時51分)</p> <p>『消防団の自宅待機について』 「現在、活動していない部につきましては自宅待機とします。活</p>
-----------	--

	<p>動中の部については作業終了後、防災課に連絡のうえ、自宅待機とします。長時間、災害対応ありがとうございました。」</p>
10月26日(土)	<p>(6時56分) 『消防団の自宅待機解除について』 「手賀川の曙橋水位観測所(柏市)の水位は、水防団待機水位を下回りました。消防団の自宅待機を解除します。ご協力ありがとうございました。」</p> <p>(10時40分) 『大雨による管轄内の災害対応について』 「25日の大雨により、がけ崩れ等が多数発生しております。管轄内の住民から災害対応の要請があった場合は、可能な限り対応をお願いします。」</p> <p>(16時42分) 『(第3方面隊限定)大雨による排水作業について』 「第3方面隊の各分団部へ作業要請の通知になります。作業内容は、雨により冠水した場所の排水作業となります。消防団車両にて、下記のとおり集合してください。」集合場所：西部地区公園駐車場 集合時間：17:30 集合人数：1部につき2~3人</p>
10月27日(日)	<p>(10時30分) 『第3方面隊全隊岩戸地先排水作業終了について』 「昨日より第3方面隊全隊において対応しておりました岩戸地先道路冠水排水作業につきましては、活動を終了いたしました。長時間の作業、ありがとうございました。」</p>

10月25日大雨における被災状況写真



下井3号橋における道路被害



松崎台公園内のがけ崩れ



岩戸地先における道路冠水



平賀地先における冠水

令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨による人的、建物被害

区分	台風15号、19号、10月25日の大雨	
人的被害	死者	0人
	重傷者	0人
	軽傷者	2人
住家被害	全壊	11棟
	半壊	12棟
	一部損壊	383棟

出典：台風15号の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年台風15号（第130報）」について（令和3年1月21日）による。

台風19号の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年台風15号（第127報）」及び台風19号（第68報）について（令和2年9月30日）による。

10月25日大雨の被害状況は、千葉県防災危機管理部「令和元年10月25日の大雨警報について（第61報）」による。

1 1-5 用語集

【あ行】

雨水貯留タンク

建物の屋根に降った雨水を貯留することで雨水の流出を抑制するとともに、貯留した雨水を利用するために設置するタンクのこと。

一時避難場所

災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所のこと。市は、近隣公園以上の規模を有する公園を一時避難場所として指定している。

液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになる現象で、小規模な場合は、地下から泥水が噴き出す程度であるが、規模が大きくなると地盤が軟弱になるため不等沈下による建物や石油タンクの倒壊や、道路の陥没、堤防の沈下等が発生する。埋立地や河川沿いの低地など、水分をたくさん含んだゆるい砂質の地盤で発生しやすい。

エコノミークラス症候群

長時間座り詰めの結果、血流が徐々に悪くなり下肢静脈に血栓(血の固まり)ができる。この血栓が肺まで達すると肺動脈の血管が詰まり息苦しさや胸の痛みとなり、最悪の場合呼吸困難により死亡することがある。避難生活等で長時間同じ姿勢を取っている場合に発症することがあり、平成 16 年新潟県中越地震において自家用車等で避難生活をした被災者に発生し、注目された。エコノミークラスで長時間フライトする乗客にこの症状が見られることから「エコノミークラス症候群」と呼ばれるようになった。

Lアラート

災害情報共有システムのことで、市町村が発する避難勧告等の情報を、テレビ、ラジオ事業者等に提供し、データ放送や読上げ、インターネット等で住民に伝達するシステムのこと。

応急仮設住宅

大規模災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家が得られない者を収容するために応急的に建設する仮設住宅のこと。応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長(本部長)が特に必要と認めた場合において設置する。

大雨・豪雨

強い雨を表す言葉で、両者は必ずしも明確に区別されていない。気象庁が発表する予報や警報では、大雨警報というように大雨を用いている。大きな災害が発生した場合には、「平成 17 年〇〇豪雨」のように命名し、災害対策基本法でも豪雨を用いている。このように、大雨は多量の雨が降ることを表し、豪雨は災害を含んだ空間的・時間的なまとまりをもった現象に使用されている。

【か行】

海溝型地震

日本付近では、海のプレートが陸のプレートを押すとともに引きずり込みながら、陸のプレートの下にもぐり込んでいるが、プレート境界の摩擦力が限界に達すると急激なすべりが起こり、巨大な地震が発生する。この地震を海溝型地震(プレート境界型地震)という。海側のプレートのもぐり込む場所は、日本海溝や南西諸島海溝及びトラフと呼ばれる海底の凹地(駿河トラフ、南海トラフなど)で、マグニチュード8程度以上の巨大地震で

ある関東大地震、東海地震、南海地震などが発生している。

外水氾濫

河川の水位が上昇し、堤防を越えて氾濫したり、堤防が決壊して洪水となったりすることをいう。

核燃料物質

ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質のこと。

核燃料物質

ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質のこと。

活断層（断層）

地質学的に最近の期間(数 10 万年～200 万年)において、地震を繰返し発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のこと。

寒冷前線

寒気と暖気の境目にみられる境界面のこと。寒冷前線では、風向・風速が急激に変わり、雷雨を伴うことが多く、気温も低下する。

帰宅困難者

災害発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」という。

記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に 1 回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために気象庁から発表される。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度が 30 度以上かつ斜面の高さが 5メートル以上の箇所、人家等に被害が生じるおそれのある箇所をいう。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

救護所

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

緊急消防援助隊

平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、平成 7 年 6 月に創設された。この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防の責任の遂行に全力を挙げる一方、我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応できるだけの消防部隊が被災地に集中的に出動するというシステムである。大規模災害発生に際し、県知事からの応援要請に対し消防組織法第 24 条の 3 に規定する消防庁長官の要請（同法改正後は指示も含む）により、被災地に出動し、被災市町村長の指揮の下、活動することを任務としている。

緊急輸送道路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な

緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のことである。指定された緊急輸送道路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

筋肉が長時間の圧迫によって、筋組織が壊死を起こすために起こる循環障害で、著しい脱水・高カリウム血症・急性腎不全を引き起こす症状をさす。症状が重い場合は、不整脈や心停止など全身に重篤な障害をもたらすため、血液透析などの速やかな治療が必要となる。

警戒区域

災害現場で身体等に対する危険防止、また、消火活動火災調査のため関係者以外の出入りを禁止したり制限したりする区域のことである。立入制限区域ともいう。火災のほか、風水害、土砂災害、火山災害、原子力関連の事故などの場合にも設定される。一般には災害対策基本法第 63 条に基づき指定される区域をいい、罰則付きで区域内への立ち入りが制限、禁止、退去を命令される。

警報

重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報で、地方気象台などが府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は、全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

激甚災害制度

甚大な被害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害が「激甚災害」として指定される。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

原子力事業所

原子力対策特別措置法により規定される原子力事業者が原子炉の運転や核燃料物質の取扱いを行う施設のこと。

広域避難場所

地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペースのこと。概ね 10ha 以上の空地（10ha 未満の空地であっても、周辺に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む）、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるものである。

洪水予報

洪水予報指定河川について、気象庁と国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報である。気象庁と国土交通省の機関が行う洪水予報では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。

国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

【さ行】

災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

災害時帰宅支援ステーション

千葉県を含む九都県市では、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と帰宅支援協定を締結している。この協定に賛同した店舗を「災害時帰宅支援ステーション」といい、徒歩帰宅者に対し水道水やトイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報提供が行われる。

災害拠点病院

災害時に発生する傷病者に対応するため、「24 時間体制が取れる」「ヘリ等の広域搬送に対応できる」などの条件を満たす総合病院で厚生労働省が指定する。災害拠点病院は、地域災害医療センターと、特に各県単位で中心となる施設が基幹災害医療センターとして指定されている。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにすると共に、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。1959（昭和 34）年の伊勢湾台風の被害をきっかけに、防災関係法令の一元化を図るために 1961（昭和 36）年に制定された。

災害対策本部

災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後に設立される部門であるが、災害の規模、種別等によりその役割・内容は大きく異なる。また、設置される場所・所属等も多数となる可能性がある。JCO 臨界事故では、政府、県庁、市町村、各防災対策機関、対応にあたる医療施設、JCO 工場等で設置された。

災害用伝言ダイヤル

地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が 1 日～数日間続くことが予想される。そのため、このような状況の緩和を図るため、通信事業者が提供する被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達されるボイスメールのサービスのこと。

社会福祉施設

台風や集中豪雨による浸水被害に対して、社会福祉施設の入所者がいち早く避難行動がとれるように、避難勧告等の避難情報に先駆けて「避難準備情報」が新たに設定された。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年 3 月 28 日政令第 84 号）」では、老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設が社会福祉施設として定められている。

Jアラート

全国瞬時警報システムのことで、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

指定行政機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のことである。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省がある。

指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、市町村長が指定した安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所のこと。

指定公共機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関のことである。

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている組織である。

指定地方行政機関

内閣総理大臣が関係法に基づいて指定する指定行政機関の地方支分局のこと。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるために市町村長が指定した施設のこと。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。

地面現象

地すべり、山崩れ等の地表で発生する現象のこと。

集中豪雨

集中豪雨とは、狭い地域に比較的短時間に多量の雨が降る現象をいう。その範囲や雨量にはっきりとした定義はない。集中豪雨が初めて使われたのは、1953年8月15日の朝日新聞の夕刊とされており、集中豪雨という表現が現象を的確に表していたため、マスコミ用語からしだいに気象用語として定着した。

震度

その地点での地震の揺れの強さを示す数値で、ある場所での地震動の強さをいくつかの階級に分けて表す数値をいう。日本では気象庁震度階級によって表され、かつては体感及び周囲の状況から推定していたが、1996年（平成8年）4月からは、計測震度計により自動的に観測し10段階に区分している。

浸透トレンチ

雨水を地面に浸透させる施設で、長い溝内に砂利や砕石等を敷き、雨水を濾過浸透させ、

雨水の急激な流出を抑制するとともに地下水の涵養にも役立つものである。

浸透ます

雨とい等から流入してくる雨水を受ける枡（ます）で、側面及び底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のものである。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならないとしている。

水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のこと。

水防警報

水防法に基づいて、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を、河川管理者から水防管理者に対して警告を行う発表をいう。水防警報の種類は、次のとおりであり、水防機関（消防本部、消防署、消防団）への指示を行うためのものである。

待機：状況に応じて直ちに水防機関（消防団の場合は自宅から詰所に）が出動できるように待機する必要がある旨を警告

準備：水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関（消防団の場合は詰所から）に出動できるよう準備をさせる必要がある旨を警告

出動：水防機関が出動し、重要水防箇所等の巡視を行う必要がある旨を警告

指示：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告

水防法

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として制定された法律である。

水防活動は、この法律により定められた水防計画に基づき、具体的な活動が行われる。

スプロール

都市の急激な発展で、市街地が無計画、無秩序に都市の郊外に広がっていくこと。

積算雨量

降り始めからの降雨量、あるいは任意の時間内の降水量を集計したものである。

総算雨量

降り始めの時刻から降り終わりの時刻まで（あるいは降り始めから任意の時刻まで）の雨量のこと。

【た行】

大規模地震対策特別措置法

大規模地震災害に備えるために規定された法律で、大規模な地震災害から国民の生命や財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定や地震観測体制の整備、地震防災体制の整備などを規定している。

現在は、東海地震がこの法律に基づいて、陸地のひずみや地下水・潮位・地震など 186 項目のデータを 24 時間監視する対策が講じられている。

台風

熱帯の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼び、そのうち北西太平洋（赤道より北で東経 180 度より西の領域）又は南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10 分間平均）がおよそ 17m/s（34 ノット、風力 8）以上のものを台風という。

竜巻

積乱雲や積雲に伴って発生する強い上昇気流をもった激しい渦巻きのこと。台風や寒冷前線、寒気の流入など、局地的に大気の状態が非常に不安定な場合に多く発生する。

注意報

大雨などによって、災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で、地方気象台などが、府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は、全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。

直下型地震

陸地を震源とする比較的浅い地震の通称。海のプレートの動きは、海溝型地震の原因となるだけでなく陸のプレートを圧迫し、内陸部の岩盤にもひずみを生じさせる。ひずみが大きくなると、内陸部の地中にあるプレート内部の弱い部分で破壊が起こる。こうして起こる地震は、海溝型の巨大地震に比べると規模は小さいが、局地的に激震を起こす。都市直下の浅いところを震源とする場合には大きな被害をもたらす。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）はこれにあたる。

DMA T

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略である。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

東海地震

東海地域での発生が予測される巨大地震の名称。駿河湾を中心とした東海地域で、近い将来発生する可能性が高いとして、発生前から命名されている巨大地震の名称である。震源域が浅いマグニチュード 8 程度の地震と予測されているが、短期予知できる可能性がある。このため東海地域及びその周辺地域は、大規模地震対策特別措置法の対象地域となっていて、同法に基づいた対策・体制がとられている。

特別避難所

要配慮者を収容し特別な配慮をするための福祉避難所又は土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するための避難所のこと。市は特別避難所として公民館等を指定している。

都市(型)水害

都市部では、地面が道路舗装やコンクリートで覆われているため、降った雨が地面にしみ込まずに大部分が河川に流れ込む。このため、強い雨が短時間に降ると、河川や水路の水位が急激に上昇して氾濫しやすくなる。また、下水溝、用水溝でも排水機能が追いつかなかったり、河川から逆流したりして浸水する。これを都市(型)水害と呼ぶ。

土砂災害

急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。）

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域である。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき知事が指定する。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応に必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域である。

土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。レーダー・アメダス解析雨量、降水短時間予報をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

また、土壌雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去の一定期間内に出現した一雨毎の土壌雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高くなる。

トリアージ

災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉である。

【な行】

内水氾濫

大きな河川の水位が上昇したために、そこに流れ込む水路の水が行き場を失って、宅地等に逆流したり、宅地等に降った大雨が水路や下水道に排水しきれずに水が溜まったりすることをいう。

【は行】

ハザードマップ

災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたものである。最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップとよんでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、土砂災害、地震・津波に対するハザードマップの作成が市町村の義務となっている。

氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。以前は、「危険水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成19年4月からは防災用語としては「はん濫危険水位」と表現している。

氾濫注意水位

水害の発生に備えて、水防法で定める水防管理団体が出動する目安になる水位である。以前は、「警戒水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成19年4月からは防災用語としては「はん濫注意水位」と表現している。

被災建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として行われる。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て行われる。

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として行われる。

BCM（事業継続管理）

Business Continuity Managementの略で、企業が事業継続に取り組むうえで必要な、BCP（事業継続計画）の策定から、その導入・運用・見直しという継続的改善を含む、包括的・統合的な事業継続のためのマネジメントのこと。

BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、企業が、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のこと。

PTSD

心的外傷後ストレス障害（Post-Traumatic Stress Disorder）の略。本人もしくは近親者の生命や身体保全に対する重大な脅威となる出来事に巻き込まれたことにより生じる障害で、外傷体験が反復的かつ侵襲的に想起され、あたかも過去の外傷的な出来事が目の前で起こっているかのような苦痛に満ちた情動を伴う錯覚（解離性フラッシュバック）、孤立感、睡眠障害、過度の驚愕反応などの症状を特徴とする疾患である。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

避難指示

災害対策基本法、水防法等に基づき市町村長等が住民に対し、被害の危険が切迫したときに避難のための立ち退きをより強く促すために発令する情報

避難準備情報

事態の推移によっては避難勧告、避難指示を発令することが予想される場合に、避難のための準備や避難活動に時間を必要とする避難行動要支援者の避難を開始するために、市町村長が住民に対し発表する情報である。法的根拠はなく地域防災計画で規定される。

避難所

住居が被災した人などを収容し、避難生活の場とする施設

避難場所

地震や大規模な火災等による熱や延焼、水害における浸水等の危険から、身の安全を図るために避難する場所や施設の総称

避難判断水位

避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位である。指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後には氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に、〇〇川はん濫警戒情報（洪水警報）を発表する。

風水害

大雨によって河川が氾濫したり、排水できない水が溜まって浸水したり、山や崖で崩壊、土石流が発生したりする災害を総称している。

福祉避難所

災害発生後に、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする者を収容し保護する施設

物資調達・輸送調整等支援システム

国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム。都道府県及び市町村の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・市町村で共有できるよう開発し、2020年度より運用開始。

プレート

地球の表面は厚さ数10～200km程度の固い岩石の層で覆われ、その層はいくつかのブロックに分割されている。この板状の固い岩石の層をプレートと呼ぶ。

防災会議

自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等

を行う。災害対策基本法によって設置が定められている。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画

放射性同位元素

りん 32、コバルト 60 等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物

放射性物質

放射線を出す能力をもつ物資のことで、健康への影響のあるのは、放射性ヨウ素 131、セシウム 137、ストロンチウム 90 などがある。

【ま行】

マグニチュード

地震全体の規模を表す数値、震源のエネルギーの大きさを示す。マグニチュード1の違いは、約30倍である（マグニチュード2の違いで1000倍）。関東大震災はマグニチュード7.9、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は7.2、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は9.0であった。

【ら行】

ライフライン

現代社会においては、電気・ガス・水道・電話、道路、鉄道など、日常生活を維持していくうえで必須の諸設備

【や行】

谷津

低地や低湿地のことで、下総台地などでみられる台地面に入り込んだ谷

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災施策において特に配慮を要する者

印西市地域防災計画

資料編

令和3年度修正

編集 印西市防災会議

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

電話：0476-42-5111（代表）

FAX：0476-42-7242（代表）

E-mail：bousaika@city.inzai.chiba.jp